

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域汚水・汚泥管理及び都市衛生環境に関する情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号： 20a00743

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月18日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月18日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域汚水・汚泥管理及び都市衛生環境に関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書においては、消費税を加算して積算してください¹。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年2月

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境 部環境管理グループ第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年12月 9日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月18日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

②見積書

- ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

※電子入札システムへの見積額入力期間は 2021 年 1 月 21 日（木）9 時 00 分～2021 年 1 月 25 日（月）17 時 00 分とします。

- イ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

（3）電子入札システム導入にかかる留意事項：

- ・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト (<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。
- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。（移行期の暫定的な対応）

（4）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2021年 1月26日(火) 10時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ見積額入力はしないようお願い致します。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年 2月 9日(火)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点(該当する場合)

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※ア

ドレス変更)) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

サブサハラアフリカ地域の都市人口は2018年の4.2億人から2050年には12.5億人に達すると推計されている²ものの、急激な都市人口増加に対して衛生施設の改善が追いつかず、人口増加に伴い増加している汚水・汚泥の適切な管理がなされずに都市衛生環境の悪化を引き起こしている。

また同地域の都市部においては、2017年の下水道接続人口率17%、腐敗槽22%、汲み取り式及び野外排泄等38%であり、全世界の都市部での平均（それぞれ63%、19%、13%）と比較して公衆衛生インフラの整備が遅れている状況である³。基本的な衛生サービスのない人口は2017年に全世界で20億人であり、このうちサブサハラアフリカ地域は約8億人と半数近くを占め、2000年から2017年に約2億人増加した²。特に、野外排泄の人口は全世界で2000年から2017年の間に約7億人が減少したのに対し、サブサハラアフリカ地域48カ国のうち19カ国で約4900万人が増加、地域全体では500万人の減少にとどまっている²。

都市衛生環境を改善し市民の健康を維持するためには、発生から処理に至る一連のフローを通じた適正な汚水・汚泥の管理が不可欠である。他方、サブサハラアフリカ地域の多くの国における共通の課題としては、予算、人材、技術的知見等の制約により実効的な対策が講じられていないこと等が想定されるものの、当地域における本分野に関するJICAの協力実績は限定的で、協力の必要性や方向性を検討するための基本的な情報が不足している状況にある。本調査において、都市衛生環境に関する現状や課題解決にかかる協力ニーズ等の把握を行うとともに、課題の明確化及びその解決にかかる手法の検討、ならびに今後の協力の方向性を検討するうえで留意すべき事項や前提条件等について明らかにしていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19という。）の感染拡大及び抑制の観点からも、都市部の衛生環境を維持することは不可欠である⁴。これまでの知見や情報では、汚水・汚泥中からCOVID-19ウイルスは確認されているものの、感染力を保ったまま存在していることを示す事例は報告されていない³。他方、COVID-19ウイルスを含む糞便が微粒子状態で浮遊し拡散することで、吸引リスクが増加する可能性も示唆されており、適切な対策の実施及び疫学的な調査の必要性が指摘されている⁵。日本国内では2020年5月に日本水環境学会内にCOVID-19タスクフォースが設置され自治体と大学が連携した研究が進んでおり、今後も国内外でCOVID-19に関する研究がさらに進むものと考えられる。こうした状況のなか、今後の汚水・汚泥管理分野におけるJICAの協力方向性を検討するうえで、COVID-19との関連にかか

² World Urbanization Prospects 2018, United Nations, 2018

³ Progress on household drinking water, sanitation and hygiene I 2000-2017, WHO/UNICWF, 2019

⁴ Water, sanitation, hygiene, and waste management for SARS-CoV-2, the virus that causes COVID-19 Interim guidance WHO/UNICEF, 2020

⁵ Protecting Wastewater Professionals From COVID-19 and Other Biological Hazards, WEF, 2020

る情報収集を行い、早急に課題の整理、分析及び知見の集積に着手する必要がある。

2. 調査の目的

本調査の目的は以下に示す通りである。

- ① サブサハラアフリカ地域の都市における汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の現状・課題及び新型コロナウイルス影響下における汚水・汚泥管理分野の現状・課題を調査し、全般的な協力の必要性や方向性を検討するための基本的な情報を収集・整理する。
- ② サブサハラアフリカ地域における都市の規模や経済レベル及び汚水・汚泥管理システムの発展段階に応じて、今後の協力の方向性を検討するとともに、具体的な協力案件の検討を進める場合に留意すべき事項及び前提条件を明らかにする。
- ③ COVID-19の感染が継続することが予測される中、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、COVID-19と汚水・汚泥管理に関連する情報を収集するとともに、課題の整理・分析を行い、上記①における協力の必要性や方向性及び②における留意すべき事項及び前提条件に反映する。

3. 調査対象国

(1) サブサハラアフリカ地域の各国及び主要都市（首都及びJICA事業を実施した都市）を対象に日本国内において、関連報告書、文献・インターネット等による資料収集・整理、関係機関へのアンケート調査及び聞き取り調査を行う。

(2) 上記(1)の結果を踏まえ、発注者と協議の上、1カ国につき1都市、最大10カ国（以下、調査対象国という。）・10都市を選定する。調査対象国を対象に日本国内において、関連報告書、文献・インターネット等による資料収集・整理、関係機関へのアンケート調査及び聞き取り調査を行う。

(3) 上記(2)の結果を踏まえ、発注者と協議の上、1カ国につき1都市、最大5カ国（以下、詳細調査対象国という。）・5都市を選定し、対象都市において現地調査を実施する。現地渡航における具体的な調査方法は、発注者と協議の上、決定する。

調査対象国、詳細調査対象国及び都市の選定にあたっては、将来的な協力可能性の観点から、汚水・汚泥管理にかかる所管組織、インフラ整備、JICA上水分野での事業実施状況、経済、法制度、政策、他援助機関の活動状況、関連情報の整備状況、在外拠点／地域部の要望（各国援助方針・協力プログラムとの整合性、予算）、現地渡航可能性等を踏まえて検討する。

4. 調査業務の範囲

本調査において、受注者は「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 調査実施方針及び留意事項」に十分配慮しながら、「6. 調査の内容」に示された業務を

行う。また調査の進捗に応じて、「7. 成果品等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出するものとする。

5. 調査実施方針及び留意事項

(1) 調査対象とする汚水・汚泥の範囲

本調査は、各家庭におけるし尿・生活雑排水、営業汚水及び観光汚水、並びにこれに関連して発生する汚泥を対象とする。

(2) 集合型処理、分散型処理及びし尿汚泥・腐敗槽汚泥管理の区別

本調査は、集合型処理（下水道）、分散型処理（ピットラトリン、腐敗槽等）及びし尿汚泥・腐敗槽汚泥管理を対象とする。調査結果の整理にあたっては集合型汚水処理、分散型汚水処理及びし尿汚泥・腐敗槽汚泥管理を区別しそれぞれについて整理する。

(3) 調査対象とする機関

調査対象とする機関としては、中央省庁、地方自治体、上下水サービス提供事業者（公的事業体、民間委託先）等を想定している。国によってはインフラ/保健・衛生にまたがる可能性があるため、サブサハラ地域全体を対象にした6.（1）2）において各国及び主要都市における関係機関を把握したうえで、6.（4）調査対象国及び6.（7）詳細調査対象国における調査計画に反映する。

(4) 当該分野の全体像の把握

サブサハラアフリカ地域ではこれまで網羅的な調査が行われておらず基本的な情報が不足していることから、各国及び主要都市における全般的な概況や課題の把握、各主要都市間の比較ができる情報を必要とする。成果物等の作成にあたっては、一覧性・視認性を重視して調査結果を整理する。6.（9）各国プロフィールは、情報を整理するフォーマットを発注者と協議の上、作成する。

(5) 現地の実態を踏まえた本邦技術・知見の活用可能性の検討

日本の経験や先進的技術をそのまま現地に適用することは難しいため、本調査において現地の財政的・技術的制約などの実態や課題を整理したうえで、課題解決のために有用な適正技術や知見を提案する。

(6) 情報収集・分析結果の普及・活用促進・広報

本調査により得られた情報は、JICA 事業の案件形成への活用（技術協力プロジェクト、研修（第3国・本邦）、無償資金協力、民間連携スキーム等）、他ドナー連携の検討等に活用することを想定している。調査結果については、ウェブサイト・SNS を通じた情報発信に加え、ワークショップ・セミナー（遠隔でのウェブセミナー

を含む)を開催し、関係各国・都市、日本側関係者、関連ドナー等と情報共有し、調査結果が有効に活用されるように努める。

(7) 現地調査実施方法・時期

詳細調査対象国への現地渡航は各国1回ずつ2週間程度(移動日を含む)、渡航回数は計5回を想定している。

各国の情勢、現地安全情報及びCOVID-19の状況を踏まえたJICA渡航方針及び、関連が見込まれるJICA事業や他機関の動向等を踏まえ、順次適切な時期を見極めて現地調査を実施する。

(8) ローカルリソースの活用

本調査実施にあたっては、ローカルリソースを積極的に活用することとし、COVID-19や治安状況の影響等を最小限とするよう配慮する。詳細調査対象国における6.(7)に示す現地調査を現地再委託で実施することを認める。

(9) 他調査・案件との連携・協調

アフリカ地域を対象とした都市衛生環境にかかる調査は表1に示すとおりである。本調査は、これら他調査・案件と連携し、重複を避けつつ相互補完的かつ相乗効果が得られるように本調査を実施する。

表1 他調査・案件(予定)

調査名	期間	対象国
COVID-19等感染症に対する都市環境改善プログラム形成調査	2020年11月～2022年2月	ケニア、ウガンダ、コートジボワール
水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討	2020年9月～2021年8月	ケニア、マラウイ、南アフリカ、タンザニア、スーダン、ウガンダ、ルワンダ、南スーダン
アフリカ地域都市廃棄物案件形成にかかる情報収集・確認調査	2020年12月～2022年2月	エチオピア、ウガンダ、南アフリカ、コートジボワール、アンゴラ、ギニア、ボツワナ

6. 調査の内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。

(1) 第一段階：既存資料の収集・分析

サブサハラアフリカ地域の各国及び主要都市を対象に、国内において以下の情報に関して既存の関連資料を収集・分析の上、整理する。また、汚水・汚泥管理に関

連する国際機関（世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）、WHO、UNICEF、UN-HABITAT、アフリカ水協会（AfWA）等を想定）を対象として、各機関の事業内容や対象国/都市、各国の関連組織等について、関連情報を収集するとともに、必要に応じて遠隔でのヒアリングやアンケート調査を行い、各国の基礎的な情報を整理する。既存資料の収集・分析方法、調査対象機関や調査範囲・調査方法、ヒアリングでの質問事項等はプロポーザルにて提案すること。

1) 各国及び都市の基礎情報

- ・概況（人口、面積、人口増加や都市化の状況、都市衛生及び水供給の一般的な状況等）
- ・経済（GDP、GNI、GDP 成長率、財政収支、経常収支、政府総債務残高、債務持続性等）
- ・既存の関連資料の情報源情報（国際関連機関 WEB サイト 等）
- ・国際的関連機関の汚水・汚泥管理分野に係る所属機関一覧、連絡先 等

2) 汚水・汚泥管理及び都市衛生に関する事項

- ・法制度（汚水・汚泥管理にかかる法制度の制定状況、水質基準・排水基準等の環境規制制定状況、水質基準・排水基準等のモニタリング体制等）
- ・政策・マスタープラン等の計画及び進捗状況
- ・関連する機関と各機関の役割、業務内容（官・民の役割分担）
- ・財政制度（予算、補助金制度等（施設建設費、維持管理費を含む））
- ・汚水・汚泥管理の現況（下水道接続人口率、汚水・汚泥処理施設等）
- ・JICA 及び他ドナー等の活動状況（水・衛生分野を含む）

3) 国内外における汚水・汚泥管理分野での COVID-19 にかかる調査及び研究等

(2) 調査対象国及び対象都市の選定

上記(1)の結果に基づき、汚水・汚泥分野での協力可能性の観点から調査対象国を検討し、発注者と協議の上、1カ国につき1都市、最大10ヶ国・10都市を選定する。

(3) インセプションレポートの作成

上記(1)～(2)の結果に基づき、調査対象国の対象都市における調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討し、それらをインセプションレポート案として取りまとめ、発注者と協議の上、最終化する。また調査対象国向けに、インセプションレポートの内容を簡潔に表した説明資料を作成する。

(4) 第二段階：調査対象国の対象都市における情報収集・分析、課題の整理

以下の情報について、既存の関連資料の収集、関係機関へのアンケート調査及び聞き取り調査を行い、以下の情報を収集・分析の上、整理する

1) 調査対象国の対象都市における汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の状況

なお、エ)及びオ)は調査対象国内全域を対象とする。

ア) 都市の概況：人口、人口増加率、面積、土地利用（住宅地・産業地等の区分）、気候、雨量、主な産業等

イ) 汚水・汚泥管理及び都市衛生環境にかかる事項

- ・法制度（污水・汚泥管理にかかる法制度の制定状況、水質基準・排水基準等の環境規制制定状況、水質基準・排水基準等のモニタリング体制）
 - ・政策・マスタープラン等の計画（国レベル、都市レベル）及び進捗状況
 - ・組織体制（組織図、業務分掌、職員数、技術レベル、官・民の役割分担）
 - ・財政制度：施設建設費、維持管理費財源構成（補助金、地方一般財源、起債、料金、その他財源）と必要となる費用負担原則
 - ・財務・経営（収支推移、料金体系及び徴収状況）
 - ・水域環境管理の現況（環境状況報告の作成、公表）
 - ・污水・汚泥管理の現況（污水处理区域、污水处理人口、排除方式、汚水量、汚濁負荷量及び流入水質、放流水質、汚泥処理区域、汚泥処理人口、汚泥量、汚泥性状）
 - ・サニテーションサービスチェーン（Shift Flow Diagram(SFD)、汚泥引き抜き、収集・運搬、処理、処分・再利用）
 - ・その他、污水・汚泥管理に関するリサーチペーパー、データベース有無（Citywide Inclusive Sanitation(CWIS)関連含む）
- ウ) SDGs ターゲット⁶に対する各都市のモニタリング状況（達成状況及び実施上の課題）
- エ) 污水・汚泥管理にかかるドナー等（我が国及びWB、国連機関）の活動状況及び連携可能性
- オ) 污水・汚泥管理にかかる民間・NGO の活動状況
- カ) 污水・汚泥管理にかかる本邦技術・知見の現状及び適用可能性
- 2) COVID-19 影響下における污水・汚泥管理の状況
- ア) COVID-19 による社会経済への影響が衛生サービス（汚泥の収集・運搬・処理、污水处理）の提供状況に与えた影響と対応状況
- イ) COVID-19 による社会経済への影響が下水道事業者等に与えた影響
- ウ) 污水・汚泥管理関連法制度・通知の改定・新設による対応状況
- エ) 污水・汚泥管理従事者における感染ケース（污水・汚泥由来、その他由来）
- オ) 污水・汚泥管理従事者内及び外部への感染対策
- カ) 他ドナーの活動状況
- 3) 対象都市の規模・経済レベル及び污水・汚泥処理システム発展段階による分類、平常時及びパンデミック時の污水・汚泥管理分野の課題、優先課題及び協力ニーズ、本邦技術・知見の活用可能性を検討する。

（5）詳細調査対象国及び対象都市の選定と協力ニーズに係る検討

上記（4）の結果に基づき、現地調査の有用性及び調査実施方針、污水・汚泥管理分野で想定される協力ニーズの抽出を行い、詳細調査対象国を検討し、発注者と協議の上、1カ国につき1都市、最大5ヶ国・5都市を選定する。

（6）インテリムレポートの作成

上記（1）～（5）の結果に基づき、詳細調査対象国における現地調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、情報収集・分析の手法を含む）をインテリ

⁶ ターゲット 6.2 適切かつ平等な衛生施設と衛生的行動へのアクセス、野外排泄の撲滅、6.3 未処理の排水の半減や水の再利用の増加等による水質改善

ムレポート案として取りまとめ、発注者と協議の上、最終化する。また詳細調査対象国向けに、インテリムレポートの内容を簡潔に表した説明資料を作成する。

(7) 第三段階：詳細調査対象国の対象都市における現地調査

詳細調査対象国における汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の状況及び COVID-19 影響下における汚水・汚泥管理の状況について、上記(6)で検討した調査方針に基づき、関係機関への聞き取り調査及び現地踏査を通じて、情報を収集・分析の上、整理する。また、これまでに整理した情報について関係機関に共有し、情報の精度を検証するとともに、妥当性について意見を得る。

(8) サブサハラアフリカ地域の都市に対する協力方向性、留意すべき事項及び前提条件等の検討

- 1) 上述(1)～(7)結果を踏まえ、サブサハラアフリカ地域の都市における汚水・汚泥管理の現状及び全般的な協力の必要性(平常時及びパンデミック時の課題、優先課題、協力ニーズ)を整理する。
- 2) 詳細調査対象国における対象都市について、協力の方向性(都市の規模・経済レベル及び汚水・汚泥管理システム発展段階に応じた課題及び協力ニーズ、本邦技術・知見の活用可能性、パンデミック時の対応策)を整理する。
- 3) 上記1)及び2)について、具体的な協力案件の検討を進める場合に、留意すべき事項及び前提条件を整理する。

(9) 各国プロフィールの作成

上述(1)～(7)の調査結果に基づき各国のプロフィールを作成する。国ごとに2ページ、主要都市ごとに2ページ程度を想定するが、調査対象国及び詳細調査対象国は得られた情報量等に応じ、適宜ページ数を調整する。図表等を用いて各国及び各都市を比較しやすいように一覧性・視認性を重視して整理すること。情報を整理するフォーマットは発注者と協議の上、作成する。

(10) JICA への業務報告

毎月月報を提出することにより調査業務の進捗報告を行う。発注者と協議の上、必要に応じて進捗報告会を開催する。

(11) 調査結果の概要報告

現地調査終了時に、各国において、国・都市の関連機関、JICA 関係者及び関連ドナー等を対象として調査結果の概要を報告する。サブサハラアフリカ地域の汚水・汚泥管理の現状及び課題を共有し、支援や投資の必要について認識向上を図る。

(12) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

全ての調査結果をまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成し発注者と協議する。巻頭には、10 ページ程度の要約を含めることとする。

(13) ファイナルレポートの作成・提出

発注者からのコメントを踏まえ、最終化のための確認や修正を行い、ファイナルレポートを最終化する。巻頭には、10 ページ程度の要約を含めることとする。また、後述する会合、勉強会等においてプレゼンテーションを行うことを想定し、ファイナルレポートの要約版（PPT 形式：和文、英文、仏文、ポルトガル語）を作成する。

（14）調査結果の発表

帰国後に会合、勉強会等で本調査により得られた成果について発表する。サブサハラアフリカ地域の汚水・汚泥管理の現状及び課題を共有し、支援や投資の必要について認識向上を図る。状況に応じてオンライン開催を検討する。

7. 成果品等

（1）調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品はファイナルレポートとする。ファイナルレポートの別添として、調査結果の概要報告、収集資料等、関連資料一式を添付すること。

コロナウイルスの感染状況により調査の延期・延長等が生じた場合は、提出時期について発注者と協議の上、見直しを行う。

ア	インセプションレポート	2021年4月上旬	和文：1部、PDF
イ	インテリムレポート	2021年7月上旬	和文：1部、PDF
ウ	各国プロファイル	2022年1月7日（金）	和文：1部、電子データ、PDF 英文：1部、電子データ、PDF
エ	ドラフト・ファイナルレポート	2022年1月7日（金）	和文：1部、PDF
オ	ファイナルレポート	2022年2月4日（金）	和文：3部、製本 英文：1部、PDF CD-R：8枚 要約版PPT資料：和文、各国の言語に応じて作成（英、仏、ポルトガル語）、データ提供

ファイナルレポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

（2）その他の報告書類

1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約締結日から10営業日以内

部 数：和文1部（PDFで提出）

2) 現地調査報告書

記載事項：現地調査の実施概要（収集資料一覧含む）

提出時期：各国毎の現地調査完了時

形 式：電子データ

3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 先方政府との説明・協議にかかる議事録

ウ 業務フローチャート

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- 4) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。
- 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

別紙：ファイナルレポート 目次案

ファイナルレポート 目次案

注) 最終的な目次は、調査結果及び発注者との協議に基づき最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の概要
 - (1) 背景と目的
 - (2) 概要と実施方針
 - 1) 概要
 - 2) 対象分野
 - 3) 実施方針
 - 4) 調査対象国及び詳細調査対象国の選定基準及び結果
 - (3) 実施体制と調査時期
3. アフリカ地域における汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の状況
4. 汚水・汚泥管理と COVID-19 の関連性
5. 調査対象国の状況・課題
(調査対象国ごとに以下の項目を整理)
 - (1) 都市の概況
 - (2) 汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の状況
 - (3) COVID-19 影響下における汚水・汚泥管理の状況
 - (4) 汚水・汚泥管理の課題、優先順位及び協力ニーズ
6. 詳細調査対象国の状況・課題
(詳細調査対象国ごとに以下の項目を整理)
 - (1) 都市の概況
 - (2) 汚水・汚泥管理及び都市衛生環境の状況
 - (3) COVID-19 影響下における汚水・汚泥管理の状況
 - (4) 汚水・汚泥管理の課題、優先順位及び協力ニーズ
7. サブサハラアフリカ地域の都市に対する協力の方向性、留意すべき事項及び前提条件
 - (1) 汚水・汚泥管理の現状及び全般的な協力の必要性
 - (2) 詳細調査対象国に対する協力の方向性
 - (3) 協力案件の検討時の留意すべき事項及び前提条件

参考文献

付属資料

参考文献一式

ヒアリング議事録 等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：汚水・汚泥管理に係る各種調査

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、2021年7月以降も現地との人の往来は難しいということもあると考えます。その場合は、受注者と協議の受け、必要に応じて契約変更により対応する想定です。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／汚水管理計画・政策（2号）
- 汚水・汚泥管理技術（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／污水管理計画・政策）】

- a) 類似業務経験の分野：污水管理に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全世界
- c) 語学能力：英語 ただし仏語もできれば望ましい。

【業務従事者：担当分野 污水・汚泥管理技術】

- a) 類似業務経験の分野：上下水道分野に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全世界
- c) 語学能力：英語 ただし仏語もできれば望ましい。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

契約期間は2021年2月に始まり、2022年2月にファイナルレポートを提出する予定とします。渡航回数はこのべ5回を想定しています。本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査対象国においても入国・渡航制限措置が課される等、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっています。上記の特記仕様書に示す調査内容は2021年3月末までこれら制約の解消が難しいことを前提として記載しており、プロポーザルも2021年7月以降に現地渡航が可能になるという想定で作成してください。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も相応に認められることから、調査工程については契約交渉時点ないし契約締結後に各種情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定します。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 21 人月 (M/M) (国内約 12 M/M、現地約 9 M/M)

年 月	2021												2022			
	1	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
国内作業																
現地調査																
ドラフトファイナルレポート															△	
ファイナルレポート																▲

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/汚水管理計画・政策（2号）
- ② 汚水・汚泥管理技術（3号）
- ③ 施設・維持管理
- ④ 公衆衛生
- ⑤ 経済分析
- ⑥ 組織制度・財務分析

（3）現地再委託

詳細調査対象国における6.（7）に示す現地調査を現地再委託で実施することを認めます。現地調査対象都市が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、現地再委託経費として、12,500千円を見積書（本体）に定額計上してください。

（4）対象国の便宜供与

必要に応じ、機構の事務所・支所・フィールドオフィスから、主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、リクエストレターの発行、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行います。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかる機構の支援を必要とする場合は、機構に随時連絡・協議すること。

（5）安全管理

第2章6.（5）及びその他必要に応じて発注者は調査対象国及び詳細調査対象国における安全対策措置及び行動規範を情報提供する。

3. 業務従事者の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 1) 一般業務費（セミナー等実施関連費（第2章6.（11）））：
1,000千円（200千円×詳細調査対象国5カ国）
 - 2) 現地再委託費（再委託費）：
12,500千円（2,500千円×詳細調査対象国5カ国）
- (4) 以下の費目については、以下に示す定額を別見積として計上ください。旅費（航空賃）に関連しては以下のとおり想定していますが、コロナ禍により商業便の運航が不安定であることから、契約交渉を通じ、後日、合意単価を協議するこ

とします。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- 1) 旅費（航空券）及び旅費（その他旅費）：
旅費（航空券）： 20,708千円
旅費（その他旅費）： 3,645千円

(5) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。なお本人月は総人月（約21人月）に含みます。

- 1) 調査結果の発表に係る業務： 0.30人月

(6) 最終見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 閲覧資料等

- 「アフリカ地域衛生セクター支援情報収集・確認調査報告書」（2013年5月）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_400_12121778.html
- 「ケニア共和国ナクル上下水道整備に係る合同評価報告書（JBIC/JICA 合同評価）」（2001年1月）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_407_11674694.html
- 「セネガル国カオラック市下水・排水・廃棄物処理プロジェクト（開発計画調査型技術協力）最終報告書」（2014年3月）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_526_12148797.html

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／汚水管理計画・政策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>汚水・汚泥管理技術</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

1 業務名称	アフリカ地域汚水・汚泥管理及び都市衛生環境に関する情報収集・確認調査（QCBS）
2 業務地	アフリカ地域
3 履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4 契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チームの課長
- (2) 分任監督職員：なし

—（契約約款の変更）—

~~第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。~~

- ~~(1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。~~

（共通仕様書の変更）

第3条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

~~(2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。~~

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

~~【オプション3：詳細設計業務の場合】~~

~~(瑕疵担保等)~~

~~第〇条 発注者は、約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。~~

~~2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。~~

~~3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。~~

~~4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格~~

~~の目から10年とする。~~

~~5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。~~

~~6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。~~

~~(一括確定額請負)~~

~~第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、附属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。~~

~~(1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)~~

~~成果品: ○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)~~

~~(2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)~~

~~成果品: ■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部) (特記仕様書第●条(■)参照)~~

~~2 前項各号の部分業務に係る再委託については、附属書Ⅰ「共通仕様書」第○条第○号に規定する「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を適用しないものとする。~~

~~注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、附属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。~~

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

(1) 第1回(契約締結後)：契約金額の○○%を限度とする。

(2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。

(3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。